



長野県報

8月26日(月)
令和元年
(2019年)
第33号

目 次

告 示

- 平成17年長野県人事委員会告示第2号（長野県個人情報保護条例第11条第1項ただし書の規定により口頭により請求することができる記録情報）の一部改正（人事委員会事務局） 1

公 告

- 開発行為に関する工事の完了（都市・まちづくり課） 1
警備業法に基づく検定の実施（生活安全企画課） 1
特定調達契約に係る落札者の決定（会計課） 2
特定調達契約に係る落札者の決定（交通規制課） 2
三才山トンネル有料道路等の額の改正（道路建設課） 3



長野県人事委員会告示第1号

平成17年長野県人事委員会告示第2号（長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）第11条第1項ただし書の規定により口頭により請求することができる記録情報）の一部を次のように改正し、令和元年7月2日以後に合格を発表する試験に係る記録情報から適用します。

令和元年8月26日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

表の長野県警察職員採用試験（大学卒業程度）の項及び長野県警察職員採用試験（高校卒業程度）の項中「長野県警察職員採用試験」を「長野県警察行政職員採用試験」に改める。

人事委員会事務局



公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和元年8月26日

長野県長野建設事務所長 下里 嶽

1 (1) 許可番号

平成31年2月26日 長野県指令30都第29-13号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字村山字堰向81-6

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

長野市北堀1-8 セジュールあさひA棟201号

金井 大

2 (1) 許可番号

平成31年4月9日 長野県指令30都第29-16号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字野辺字鶴ノ春593-8、600-8

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

長野市若里1-35-15-303 スカイコート若里

瀧澤 正哉

都市・まちづくり課

公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり行います。

令和元年8月26日

長野県公安委員会

1 検定を行う警備業務の種別並びに検定の実施期日及び場所

種 別	実施期日	時 間	場 所
施設警備業務 (2級)	令和元年 12月7日 (土)	午前8時30分から午後5時まで	塩尻市大字宗賀字 桔梗ヶ原73番地116 中南信運転免許 センター

2 検定の方法

学科試験及び実技試験

3 試験の区分及び科目

区分	科目
学科試験	(1) 警備業務に関する基本的な事項 (2) 法令に関すること。 (3) 警備業務対象施設における保安に関すること。 (4) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	(1) 警備業務対象施設における保安に関すること。 (2) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(注) 学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行いません。

4 受検資格

長野県内に住所を有する者又は長野県内の営業所に属している警備員

5 受検定員

30名

6 受検の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 検定を受けようとする者は、(2)の検定申請書を提出する前に、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課（受付専用電話 026-233-0108）に事前申込みを行い、検定受付番号を取得してください。

(1) 受付専用電話以外での受付は一切行いません。

(ウ) 電話1本につき1人の受付とします。

(イ) 事前申込みの受付時間内であっても、定員に達した場合は、受付を締め切ります。

イ 電話受付日

令和元年10月10日（木）

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで（受付時間は厳守してください。）

(2) 検定申請書の提出

検定受付番号を取得した者は、住所地（検定を受けようとする者が警備員である場合にあっては、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署に、検定受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入した検定申請書に次に掲げる書類を添付して、令和元年11月8日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。）に提出してください。

ア 長野県内に居住する場合にあっては、住所地を疎明する書面（住民票の写し等）

イ 長野県以外に住所を有する警備員が長野県内の営業所に属している場合にあっては、当該営業所に属することを疎明する書面（営業所所属証明書）

ウ 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の綿の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（貼付せずに提出） 2枚

エ 代理人が検定申請書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

(3) 検定手数料

検定手数料（1万6,000円）は、検定申請書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

7 その他

(1) 検定申請書は、長野県内の警察署で交付するほか、長野県警察ホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>）か

らダウンロードすることもできます。

- (2) この検定について不明な事項は、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 026-233-0110 内線 3032）に問い合わせてください。
- (3) この検定の実施に際して収集する個人情報は、この検定のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和元年8月26日

長野県警察本部長 伊藤泰充

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
航空機900時間及び3年点検等並びに耐空証明検査受検点検整備一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
 - (1) 名称 長野県警察本部警務部会計課
 - (2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 3 落札者を決定した日
令和元年7月31日
- 4 落札者の名称及び所在地
 - (1) 名称 株式会社S U B A R U航空宇宙カンパニー
 - (2) 所在地 栃木県宇都宮市陽南1丁目1番11号
- 5 落札金額
63,990,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
令和元年6月20日

会計課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和元年8月26日

長野県警察本部長 伊藤泰充

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
交通管制センター上位系中央装置一式の賃貸借及び定数設定業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
 - (1) 名称 長野県警察本部交通部交通規制課
 - (2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 3 落札者を決定した日
令和元年6月19日
- 4 落札者の名称及び所在地
 - (1) 名称 富士通リース株式会社長野支店
 - (2) 所在地 長野市大字鶴賀緑町1415
- 5 落札金額
202,780,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
令和元年5月9日

交通規制課

公告

昭和51年10月28日付け公告（三才山トンネル有料道路の料金の額等について）、昭和53年9月28日付け公告（新和田トンネル有料道路の料金の額等について）、平成7年2月13日付け公告（白馬長野有料道路の料金の額等について）、平成7年3月13日付け公告（志賀中野有料道路の料金の額等について）及び平成8年12月19日付け公告（新長野大橋有料道路の料金の額等について）に定める有料道路の額（これらの公告中備考の部分を除く。）を次のように改正し、令和元年10月1日から施行する。

令和元年8月26日

長野県道路公社理事長　臼田　敦

1 三才山トンネル有料道路

車種区分	普通通行券 (1回分)	回数通行券	自動車の種類	定義
普通車	三才山区間 520円	100回券 41,600円 60回券 26,000円 11回券 5,200円	イ 小型自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条に規定する小型自動車で、人の運送の用に供するものにあっては、乗車定員が10人以下のもの（ヨに該当するものを除く。）
			ロ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	松本区間 320円		ハ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、カ又はタに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの
中型車	三才山区間 590円	100回券 47,200円 60回券 29,500円 11回券 5,900円	ニ 乗合型自動車 (乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満)	法第3条に規定する普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ、車両総重量8トン未満のもの
			ホ 普通貨物自動車 (車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下)	法第3条に規定する普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のもの又は被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	松本区間 320円		ヘ けん引自動車が軽自動車等又は普通車である連結車両	カ又はタに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両及びイ又はロに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	三才山区間 840円	100回券 67,200円 60回券 42,000円 11回券 8,400円	ト 普通貨物自動車 (車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で3車軸以下のもの及び車両総重量25トン以下で4車軸のもの)	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（ホに該当するものを除く。）及び車両の総重量が車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第1条の表に掲げる限度以下、かつ、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第1号から第5号まで（第2号イを除く。）に定める限度以下で、車軸数が4のもの並びに被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
			チ 乗合型自動車 (路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等)	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上又は車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する免許を受けて同法第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が当該免許に係る路線を定期に運行するもの若しくは同号ロに定める一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、又は車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さ9メートル未満のもの

			リ けん引自動車が普通車、中型車又は大型車（2車軸）である連結車両	イ又はロに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びト又はチに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
特大車	三才山区間 1,490円 松本区間 880円	100回券 119,200円 60回券 74,500円 11回券 14,900円	ヌ 普通貨物自動車（4車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（トに該当するものを除く。）
			ル 大型特殊自動車	法第3条に規定する大型特殊自動車
			ヲ 乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上又は車両総重量8トン以上のもの（チに該当するものを除く。）
			ワ 連結車両（その他）	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ハ、ヘ又はリに該当するものを除く。）
軽自動車等	三才山区間 420円	100回券 33,600円 60回券 21,000円 11回券 4,200円	カ 軽自動車	法第3条に規定する軽自動車
			ヨ 小型二輪自動車	法第3条に規定する小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
	松本区間 260円		タ 小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車
軽車両等	三才山区間 50円		レ 自転車	道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に掲げる自転車
			ソ 軽車両	法第2条第4項に規定する軽車両
	松本区間 30円		ツ 原動機付自転車	法第2条第3項に規定する原動機付自転車

2 新和田トンネル有料道路

車種区分	普通通行券（1回分）	回数通行券	自動車の種類	定義
普通車	630円	100回券 50,400円 60回券 31,500円 11回券 6,300円	イ 小型自動車	法第3条に規定する小型自動車で、人の運送の用に供するものにあっては、乗車定員が10人以下のもの（ヨに該当するものを除く。）
			ロ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
			ハ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引自動車のうち、カ又はタに該当するものと被けん引自動車との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの
中型車	730円	100回券 58,400円 60回券 36,500円 11回券 7,300円	ニ 乗合型自動車（乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	乗合型自動車で、定員が29人以下であり、かつ、車両総重量8トン未満のもの
			ホ 普通貨物自動車（車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のもの又は被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸））	普通貨物自動車で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のもの又は被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
			ヘ けん引自動車が軽自動車等又は普通車である連結車両	カ又はタに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両及びイ又はロに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	1,050円	100回券 84,000円 60回券 52,500円 11回券 10,500円	ト 普通貨物自動車（車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で3車軸以下のもの及び車両総重量25トン以下で4車軸のもの）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（ホに該当するものを除く。）及び車両の総重量が車両の通行の許可の手続等を定める省令第1条の表に掲げる限度以下、かつ、長さ等が車両制限令第3条第1項第1号から第5号まで（第2号イを除く。）に定める限度以下で、車軸

				数が4のもの並びに被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
			チ 乗合型自動車 (路線を定めて定期若しくは臨時に運行するものの等)	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上又は車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法第4条に規定する免許を受けて同法第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が当該免許に係る路線を定期に運行するもの若しくは同号ロに定める一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、又は車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さ9メートル未満のもの
			リ けん引自動車が普通車、中型車又は大型車（2車軸）である連結車両	イ又はロに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びト又はチに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
特大車	1,730円	100回券 138,400円 60回券 86,500円 11回券 17,300円	ヌ 普通貨物自動車 (4車軸以上)	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（トに該当するものを除く。）
			ル 大型特殊自動車	法第3条に規定する大型特殊自動車
			ヲ 乗合型自動車 (その他)	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上又は車両総重量8トン以上のもの（チに該当するものを除く。）
			ワ 連結車両 (その他)	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ハ、ヘ又はリに該当するものを除く。）
軽自動車等	520円	100回券 41,600円 60回券 26,000円 11回券 5,200円	カ 軽自動車	法第3条に規定する軽自動車
			ヨ 小型二輪自動車	法第3条に規定する小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
			タ 小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車
軽車両等	50円		レ 自転車	道路交通法第2条第1項第11号の2に掲げる自転車
			ソ 軽車両	法第2条第4項に規定する軽車両
			ツ 原動機付自転車	法第2条第3項に規定する原動機付自転車

3 志賀中野有料道路

車種区分	普通通行券 (1回分)	回数通行券	自動車の種類	定義
普通車	320円		イ 小型自動車	法第3条に規定する小型自動車で、人の運送の用に供するものにあっては、乗車定員が10人以下のもの（ヨに該当するものを除く。）
			ロ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
			ハ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引自動車のうち、カ又はタに該当するものと被けん引自動車との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの
中型車	320円		ニ 乗合型自動車 (乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満)	乗合型自動車で、乗車定員が29人以下であり、かつ、車両総重量8トン未満のもの
			ホ 普通貨物自動車 (車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下)	普通貨物自動車で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のもの又は被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）

			ヘ けん引自動車が軽自動車等又は普通車である連結車両	カ又はタに該当するけん引自動車と、被けん引自動車(2車軸以上)との連結車両及びイ又はロに該当するけん引自動車と被けん引自動車(1車軸)との連結車両
大型車	470円		ト 普通貨物自動車 (車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で3車軸以下のもの及び車両総重量25トン以下で4車軸のもの)	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの(ホに該当するものを除く。)及び車両の総重量が車両の通行の許可の手続等を定める省令第1条の表に掲げる限度以下、かつ、長さ等が車両制限令第3条第1項第1号から第5号まで(第2号を除く。)に定める限度以下で、車軸数が4のもの並びに被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ(3車軸)
			チ 乗合型自動車 (路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等)	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上又は車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法第4条に規定する免許を受けて同法第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が当該免許に係る路線を定期に運行するもの若しくは同号ロに定める一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、又は車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さ9メートル未満のもの
			リ けん引自動車が普通車、中型車又は大型車(2車軸)である連結車両	イ又はロに該当するけん引自動車と被けん引自動車(2車軸以上)との連結車両、ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車(1車軸)との連結車両及びト又はチに該当するけん引自動車(2車軸)と被けん引自動車(1車軸)との連結車両
特大車	880円		ヌ 普通貨物自動車 (4車軸以上)	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの(トに該当するものを除く。)
			ル 大型特殊自動車	法第3条に規定する大型特殊自動車
			ヲ 乗合型自動車 (その他)	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上又は車両総重量8トン以上のもの(チに該当するものを除く。)
			ワ 連結車両 (その他)	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両(ハ、ヘ又はリに該当するものを除く。)
軽自動車等	260円		カ 軽自動車	法第3条に規定する軽自動車
			ヨ 小型二輪自動車	法第3条に規定する小型自動車のうち、二輪自動車(側車付き二輪自動車を含む。)であるもの
			タ 小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車
軽車両等	30円		レ 自転車	道路交通法第2条第1項第11号の2に掲げる自転車
			ソ 軽車両	法第2条第4項に規定する軽車両
			ツ 原動機付自転車	法第2条第3項に規定する原動機付自転車

4 白馬長野有料道路

車種区分	普通通行券 (1回分)	回数通行券	自動車の種類	定義
普通車	210円	100回券 16,800円 60回券 10,500円 11回券 2,100円	イ 小型自動車	法第3条に規定する小型自動車で、人の運送の用に供するものにあっては、乗車定員が10人以下のもの(ヨに該当するものを除く。)
			ロ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
			ハ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引自動車のうち、カ又はタに該当するものと被けん引自動車との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が

				1のもの
中型車	210円 100回券 16,800円 60回券 10,500円 11回券 2,100円	ニ 乗合型自動車 (乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満)	乗合型自動車で、乗車定員が29人以下であり、かつ、車両総重量8トン未満のもの	
		ホ 普通貨物自動車 (車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下)	普通貨物自動車で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のもの又は被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ(2車軸)	
		ヘ けん引自動車が軽自動車等又は普通車である連結車両	カ又はタに該当するけん引自動車と、被けん引自動車(2車軸以上)との連結車両及びイ又はロに該当するけん引自動車と被けん引自動車(1車軸)との連結車両	
大型車	320円 100回券 25,600円 60回券 16,000円 11回券 3,200円	ト 普通貨物自動車 (車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で3車軸以下のもの及び車両総重量25トン以下で4車軸のもの)	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの(ホに該当するものを除く。)及び車両の総重量が車両の通行の許可の手続等を定める省令第1条の表に掲げる限度以下、かつ、長さ等が車両制限令第3条第1項第1号から第5号まで(第2号を除く。)に定める限度以下で、車軸数が4のもの並びに被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ(3車軸)	
		チ 乗合型自動車 (路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等)	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上又は車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法第4条に規定する免許を受けて同法第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が当該免許に係る路線を定期に運行するもの若しくは同号ロに定める一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、又は車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さ9メートル未満のもの	
		リ けん引自動車が普通車、中型車又は大型車(2車軸)である連結車両	イ又はロに該当するけん引自動車と被けん引自動車(2車軸以上)との連結車両、ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車(1車軸)との連結車両及びト又はチに該当するけん引自動車(2車軸)と被けん引自動車(1車軸)との連結車両	
特大車	580円 100回券 46,400円 60回券 29,000円 11回券 5,800円	ヌ 普通貨物自動車 (4車軸以上)	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの(トに該当するものを除く。)	
		ル 大型特殊自動車	法第3条に規定する大型特殊自動車	
		ヲ 乗合型自動車 (その他)	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上又は車両総重量8トン以上のもの(チに該当するものを除く。)	
		ワ 連結車両 (その他)	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両(ハ、ヘ又はリに該当するものを除く。)	
軽自動車等	150円 100回券 12,000円 60回券 7,500円 11回券 1,500円	カ 軽自動車	法第3条に規定する軽自動車	
		ヨ 小型二輪自動車	法第3条に規定する小型自動車のうち、二輪自動車(側車付き二輪自動車を含む。)であるもの	
		タ 小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車	
軽車両等	20円	レ 自転車	道路交通法第2条第1項第11号の2に掲げる自転車	
		ソ 軽車両	法第2条第4項に規定する軽車両	
		ツ 原動機付自転車	法第2条第3項に規定する原動機付自転車	

5 五輪大橋有料道路

車種区分	普通通行券 (1回分)	回数通行券	自動車の種類	定義
普通車	150円		イ 小型自動車	法第3条に規定する小型自動車で、人の運送の用に供するものにあっては、乗車定員が10人以下のもの（ヨに該当するものを除く。）
			ロ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
			ハ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引自動車のうち、カ又はタに該当するものと被けん引自動車との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの
中型車	150円		ニ 乗合型自動車 (乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満)	乗合型自動車で、乗車定員が29人以下であり、かつ、車両総重量8トン未満のもの
			ホ 普通貨物自動車 (車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下)	普通貨物自動車で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のもの又は被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
			ヘ けん引自動車が軽自動車等又は普通車である連結車両	カ又はタに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両及びイ又はロに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	260円		ト 普通貨物自動車 (車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で3車軸以下のもの及び車両総重量25トン以下で4車軸のもの)	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（ホに該当するものを除く。）及び車両の総重量が車両の通行の許可の手続等を定める省令第1条の表に掲げる限度以下、かつ、長さ等が車両制限令第3条第1項第1号から第5号まで（第2号イを除く。）に定める限度以下で、車軸数が4のもの並びに被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
			チ 乗合型自動車 (路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等)	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上又は車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法第4条に規定する免許を受けて同法第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が当該免許に係る路線を定期に運行するもの若しくは同号ロに定める一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、又は車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さ9メートル未満のもの
			リ けん引自動車が普通車、中型車又は大型車（2車軸）である連結車両	イ又はロに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両、ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両及びト又はチに該当するけん引自動車（2車軸）と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
特大車	420円		ヌ 普通貨物自動車 (4車軸以上)	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの（トに該当するものを除く。）
			ル 大型特殊自動車	法第3条に規定する大型特殊自動車
			ヲ 乗合型自動車 (その他)	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上又は車両総重量8トン以上のもの（チに該当するものを除く。）
			ワ 連結車両 (その他)	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ハ、ヘ又はリに該当するものを除く。）

軽自動車等	100円	100回券 8,000円 60回券 5,000円 11回券 1,000円	カ 軽自動車	法第3条に規定する軽自動車
			ヨ 小型二輪自動車	法第3条に規定する小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
			タ 小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車
軽車両等	20円		レ 自転車	道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に掲げる自転車
			ソ 軽車両	法第2条第4項に規定する軽車両
			ツ 原動機付自転車	法第2条第3項に規定する原動機付自転車

道路建設課